

保健室から

子どもたちのからだと心の支援をする場所



○ 校医の先生方とお世話になること

学校医	一瀬亨先生 (小浜市南川町 いちせクリニック)	内科・就学時健診他
学校歯科医	能登光代先生 (小浜市千種 ひかり歯科)	歯科・就学時健診他
学校眼科医	小浜病院 眼科医	眼科検診
学校薬剤師	菅原康先生 (小浜市水取 なゆた薬局)	照度・CO ₂ ・薬剤等の検査



○ 学校でけがや病気になったときは

軽いけが	保健室で応急処置
受診が必要と思われるけが	緊急連絡カードの連絡先に連絡 受診
体調不良	しばらく様子をみる 回復しない場合は、迎え依頼の連絡

調子の悪い時や気になることがあるときは、気軽に学校へ連絡ください。

○ 日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」について

学校管理下で起きた災害を対象に医療費を給付する制度（登下校、遠足等も含む）

- ① 治療費全体の3割+お見舞い1割 計4割給付
- ② 医療費500点、窓口1,500円以上の支払いが給付対象（小浜病院は、初診時に特定療養費がかかるため、その金額を除く）
- ③ 給付金請求に必要な書類は、保護者が治療を受けた病院に持参し記入を受ける。
- ④ 掛金460円は集金
- ⑤ 子ども医療費助成より日本スポーツ振興センター給付金が優先される（学校管理下のけがの治療は、子ども医療費受給者証を使用しないでください。）

○ 出席停止について

学校感染症（学校において予防すべき感染症）に罹患した場合、出席停止となります。

医療機関で診断され、連絡を受けた日から「出席停止」とします。

主な学校感染症と出席停止期間

病名	出席停止期間の基準
新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで
風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後、2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
結核・その他（流行を広げる可能性があるもの）	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで

